

## 栃木市地域支え合い活動推進条例解説書

### (目的)

第1条 この条例は、平常時、災害時を問わず、地域における支え合い活動が、支援を必要とする者に対する支援にとって有効であることに鑑み、地域における支え合い活動に関し、その基本理念並びに市、市民、自治会等、関係機関等及び事業者の役割を明らかにするとともに、支援を必要とする者に係る情報の提供、提供された情報を取り扱う者の遵守すべき事項等を定めることにより、支援を必要とする者が住み慣れた地域において、社会から孤立することなく継続して安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### 【解説】

本条は、条例の制定目的を示しています。

地域における支え合い活動に関し、基本理念並びに市、市民、自治会等、関係機関及び事業者の役割、支援を必要とする方に係る情報の提供、提供された情報を取り扱う団体等の遵守すべき事項等を定め、支援を必要とする方が、住み慣れた地域において安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的に条例を制定するものです。

(平成28年3月24日公布：平成28年10月施行)

### (定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 支え合い活動 支援を必要とする者に対する次に掲げる活動

ア 日常的に生活の状況を見守る活動及びその活動に付随して行われる日常生活を支援するための活動

イ 市等が実施する保健医療サービス、福祉サービスその他の支援を必要とする者が必要とするサービスを円滑かつ適切に利用することができるようにするための活動

ウ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他支援を必要とする者の生命、身体又は財産に危険が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、当該支援を必要とする者の生命、身体又は財産を円滑かつ迅速に保護することができるようにするための活動

(2) 支援を必要とする者 高齢者、障がい者その他の日常生活において地域における支援を必要とする者をいう。

(3) 自治会等 自治会及び自治会以外でその構成員のために支え合い活動を行う団体であって、当該支え合い活動が自治会の行う支え合い活動に準ずると市長が認める団体で、かつ、規約の定めがあるものをいう。

(4) 関係機関等 警察署、社会福祉協議会その他の市内において支え合い活動に関係する機関及び団体（自治会等を除く。）をいう。

### 【解説】

本条は、条例における用語の意義を定義しています。

(第1号)

【ア】 「支え合い活動」には、日常的に生活状況を見守り、新聞がたまっている、夜になっても電気がつかない等の外部的な異変を発見するという見守り活動や、民生委員・児童委員などが行う戸別訪問などの活動が行われています。また、見守り活動に付随

して無理のない範囲で行われる買い物、ごみ出し等日常生活を支援するための活動があります。

【イ】 支援を必要とする方が、認知症や虐待など困難な課題を抱えている場合には、必要に応じて福祉・介護・医療などのサービスにつなげるよう地域包括支援センター等と連携した活動を行います。

また、平成27年の県内特殊詐欺の被害状況では、被害を受けた方の8割以上が60歳以上の方であり、消費生活センター等と連携し詐欺被害防止の側面からも地域支え合い活動を推進していきたいと考えております。

【ウ】 地域支え合い活動そのものは、平常時の活動が中心ですが、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、迅速に避難支援等が出来るよう、支援を必要とする方の情報を整理し、あらかじめ避難支援等関係者に提供できるようにする必要があります。

(第2号)

「支援を必要とする者」については、地域における支え合い活動による支援の必要性が高いと思われる高齢者、障がい者及び要介護認定者等が主な対象者になると考えます。

その他支援を必要とする者として児童や外国人などが含まれます。なお、ドメスティックバイオレンス、生活困窮者、いじめ、虐待等の対象者については、専門性を要する場合もあり、個人情報に関して慎重になる必要がありますので、専門職に繋ぐとともに、地域の中では温かく見守っていただきたいと考えます。

(第3号)

「自治会等」については、市内473の「自治会」のほか、自治会が組織されていないマンション等において支え合い活動を行おうとする管理組合等も「自治会等」に含めて定義します。

(第4号)

「関係機関等」については、市内において地域における支え合い活動を行う公共的団体等(上記の「自治会等」を除く。)としています。具体的には、行政機関(警察・消防等)、福祉関係団体(栃木市民生委員児童委員協議会連合会・市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会・介護事業所等)、その他の関係団体(医師会・歯科医師会・薬剤師会・小中学校関係機関等)等を想定しています。

(基本理念)

第3条 地域における支え合い活動は、支援を必要とする者が住み慣れた地域において社会から孤立することなく継続して安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、地域における支え合い活動が市、市民、自治会等、関係機関等及び事業者がそれぞれの役割を果たすことにより、その実現が図られるものでなければならない。

2 地域における支え合い活動は、支援を必要とする者の意思を尊重するとともに、その尊厳に十分配慮して行われなければならない。

【解説】

本条は、地域支え合い活動に関して、基本的な考え方を示したものです。

次条以降に規定する市、市民、自治会等、関係機関、事業者がそれぞれの役割を果しながら、相互に協働し、地域での支え合い活動を拡大することにより、支援を必要とする方を含めて誰もが安心して生活できる地域社会を実現する必要があります。

また、支え合い活動にあたり、その対象となる市民の権利や尊厳が損なわれないように、十分配慮して活動を行う必要があります。

(市の役割)

第4条 市は、市民、自治会等、関係機関等及び事業者における支え合い活動の連携が図られ、かつ、効果的に実施されるようにするため、地域における支え合い活動に関する施策を実施するものとする。

2 市は、支援を必要とする者を把握するとともに、地域における支え合い活動が円滑かつ効果的に行われるようにするため、支援を必要とする者の状況に関し必要な調査を実施し、支援を必要とする者に係る情報を収集するとともに、当該情報の効果的な利用を図るものとする。

【解説】

本条は、地域支え合い活動における市の役割について定めたものです。

市は、市民、自治会等、関係機関、事業者と連携を図りながら地域での支え合い活動を推進するために必要な施策を実施しなければならないと定めています。

また、第9条以降で規定するように、市は、支援を必要とする者を把握するための調査を実施し、情報収集したうえで、支え合い活動を行う団体等に必要な情報を提供し、地域での支え合い活動を推進いたします。

(市民の役割)

第5条 市民は、自ら支え合い活動を主体的に行うよう努めるとともに、地域における支え合い活動に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条は、地域支え合い活動における市民の役割について定めたものです。

安心して暮らせる地域社会をつくるためには、多くの市民の理解と、支え合い活動への協力が必要です。また、栃木市自治基本条例第14条第1項では、「市民は、自主的な意思によって、身近な地域のまちづくりに取り組み、地域自治の推進に努める」とされていることも踏まえて、自治会等が行う支え合い活動に市民が協力するよう努めることを規定しています。

(自治会等の役割)

第6条 自治会等は、地域における支え合い活動の中心的主体であることを認識し、支え合い活動を行うよう努めるとともに、他のものの行う支え合い活動に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条は、地域支え合い活動における自治会等の役割について定めたものです。

安心して暮らせる地域社会づくりのためには、その地域の実情を最もよく理解し、地域のコミュニティ活動の中核を担っている自治会の役割が不可欠です。また、自治会等、他の関係機関、事業者の行う支え合い活動との連携・協力の必要性を規定しています。

(関係機関等の役割)

第7条 関係機関等は、支え合い活動と自らの事業を連携させることにより、支え合い活動を行うよう努めるとともに、他のものの行う支え合い活動に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条は、地域支え合い活動における自治会等以外の関係機関等の役割を定めたものです。警察署、社会福祉協議会その他の関係団体は、それぞれの事業を通じて、支え合い活動を行うよう努めることを規定しています。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、その業務を通じて、支え合い活動を行うよう努めるとともに、他のものの行う支え合い活動に協力するよう努めるものとする。

【解説】

本条は、地域支え合い活動における事業者の役割について定めたものです。市内には多くの店舗・商店街、介護事業所などが存在し、さまざまな事業活動を行っています。商店街での買い物や宅配など日常生活でのさまざまな接点がありますので、より多くの事業者から、地域における支え合い活動への理解と協力を得ることにより、早い段階での課題の発見、解決が出来るようになると思います。また、自治会等、関係機関、他の事業者の行う支え合い活動との連携・協力の必要性を規定しています。

(団体等に対する情報の提供)

第9条 市長は、地域における支え合い活動を推進するために必要があると認めるときは、その必要の範囲内において、次項に掲げる団体等（以下「団体等」という。）に対し、次に掲げる者（介護保険施設、障がい者施設、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項の特定施設等に入所又は入居し、当該施設等が生活の根拠となっている者を除く。）に係る情報（以下「情報」という。）を提供することができる。

- (1) 65歳以上の者のみで構成される世帯に属する者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 栃木県療育手帳交付規則（平成12年栃木県規則第23号）の規定により療育手帳の交付を受けている者

- (5) 介護保険法の規定により要支援認定又は要介護認定を受けている者
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が支援を必要とすると認めた者
- 2 前項の規定により情報を提供することができる団体等は、次のとおりとする。
- (1) 自治会等
  - (2) 民生委員
  - (3) 栃木市高齢者ふれあい相談員
  - (4) 栃木市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会
  - (5) 警察署
  - (6) 消防本部、消防署及び消防団
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、前項第6号に掲げる者に対し支え合い活動を行う団体等のうち市長が必要と認めるもの
- 3 第1項の情報は、同項各号に掲げる者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先及び支援を必要とする事由並びに支え合い活動を行うに当たり市長が特に必要と認める情報とする。
- 4 第1項の規定による情報の提供は、規則で定めるところにより調製する名簿（以下「名簿」という。）を書面で提供することにより行うものとする。

#### 【解説】

本条は、情報提供に関する事項を定めています。

#### （第1項）

支援を必要とする者については、地域における支え合い活動による支援の必要性が高いと思われる「ひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の方」や、地域で生活を継続するうえで周囲の理解や日常的な支援を必要とする場合がある「身体障がい者等」及び「要介護等の認定を受けている方」を対象者とします。

なお、高齢者の年齢要件については、栃木市地域防災計画において一律に75歳以上の方としていますが、本条例においては、現在、民生委員に実施をお願いしている実態調査の対象者である「65歳以上のひとり暮らし及び65歳以上のみで構成される世帯」と整合性を図ります。

#### （第2項）

地域で支え合い活動を行うすべての団体にあらかじめ情報提供することが、効果的だと思われませんが、地域支え合い活動が高齢者等の日常生活を身近な方々で見守り支え合う活動である趣旨と個人情報の保護の観点から、情報を提供できる団体等については、自治会や地区社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、栃木市社会福祉協議会、警察署、消防機関等とします。

栃木市個人情報保護条例（一般法）に基づき、警察署、消防機関においては情報共有可能ですが、平時の見守りを目的とした情報提供先を明確化するため、本条例においてあえて記載しています。よって、他の団体同様に、情報提供する際に情報の取扱い方法等を規定した協定書を作成することになります。また、緊急時対応に備え、消防機関とは名簿情報の閲覧が可能な情報端末を提供していますが、あくまで緊急時対応の際の活用であり、平時の情報提供は本条例（特別法）に基づき、書面にて提供しこれを活用することとします。

(第3項)

名簿により提供する情報は、栃木市地域防災計画に規定する避難行動要支援者名簿への記載事項と整合性を図り、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、支援を必要とする事由に限定します。なお、収集した情報中の緊急連絡先については、緊急時のみ活用することとします。

(第4項)

名簿については、電子情報による提供では、複製等がより簡単であり、情報の流出等への対応が困難なため、書面により提供します。

(65歳以上の者のみで構成される世帯に属する者に係る情報の提供)

第10条 市長は、団体等に対し前条第1項第1号に掲げる者に係る情報を提供しようとするときは、その者からの同意を得ることなく、これを行うことができる。ただし、規則で定めるところにより、支援を必要とする者の情報の提供の可否に対する意思の確認（以下「情報提供に係る意思の確認」という。）において、当該支援を必要とする者から不同意の申出があった場合は、当該支援を必要とする者に係る当該情報の提供を行ってはならない。

(身体障害者手帳の交付を受けている者等に係る情報の提供)

第11条 市長は、第9条第1項第2号から第5号までに掲げる者に係る情報を提供しようとするときは、情報提供に係る意思の確認において、その者（その者が未成年者であるときは、その保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。））の同意を得た後でなければ、これを行ってはならない。

(市長が必要と認める者に係る情報の提供)

第12条 市長は、第9条第1項第6号に掲げる者に係る情報を提供しようとするときは、その者（その者が、同項第2号から第4号までに掲げる者に準ずる者である場合においてその者が未成年者であるときはその保護者）からの申出があった場合でなければ、これを行ってはならない。

【解説】

第10条から12条は、情報提供に係る市民の意思の確認を定めています。

名簿への登載は、全員の同意を得て行うことが望ましいところですが、その結果、支援を必要とする方の多くが名簿から漏れてしまうのでは、地域における有効な支え合い活動が出来なくなります。

国では、個人情報保護法の制定により、見守り活動に必要な情報の共有に支障が出ている状況を受け、厚生労働省関係課長連名通知（平成19年8月10日）「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」における情報の収集・共有方式として①「手上げ方式」（自ら希望した者により情報を収集する方式）、②「同意方式」（要援護者に働きかけ同意を得た者により情報を収集する方式）、③「関係機関共有方式」（同意を得ない場合でも条例等で個人情報の提供が可能になる規定を整備し関係機関で共有する方式）

を例示しています。

また、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）（以下「改正災害対策基本法」という。）第49条の11第2項では、名簿情報の事前提供について、本人の同意があることが前提とされているものの、より積極的に避難支援を実効性のあるものとする等の観点から、本人の同意がなくても平常時から名簿情報を外部に提供できる旨を市町村が条例で別に定めている場合は、本人の同意を要しないこととされています。

これを受けて、本条例では下記のとおり、取り扱うこととしています。

(1) 高齢者（③関係機関共有方式（逆手上げ方式））

原則として、第9条第1項の（1）の65歳以上の方のみの世帯の者全員を、名簿に登載したいと考えています。ただし、団体等に提供する名簿への登載を望まない方もいると思われるので、対象者全員に調査を実施し、当該名簿への登載を拒否する機会を担保し、不同意の意思表示があった場合にはその意思を尊重し、情報の提供は行わないものとします。

(2) 障がい者・要介護等認定者（②同意方式）

第9条第1項の（2）～（5）の対象者全員に調査を実施し、名簿への登載に同意する方のみとします。これは、障害の状況等により、周囲の支援が必ずしも必要ではない場合もあり、また障がい者等のプライバシー保護には特に配慮する必要があることから、本人の同意を得たのち対応することとしています。

(3) その他市長が支援を必要とすると認めた者（①手上げ方式）

第9条第1項の（6）については、上記に当てはまらない高齢者や障がい者、要介護等認定者、周囲からの援助が必要な方など、名簿登載の必要性を一概に判断できず、地域による支え合い活動による支援を必要とする方を機械的に把握することが困難なことから、本人又はその保護者からの申し出があった場合に、市がその必要性を判断し、名簿の登載を行うこととします。

（2以上の号に該当する者に係る情報の提供）

第13条 第9条第1項第1号に掲げる者が同時に同項第2号から第6号までのいずれかに該当する者であるときは、当該支援を必要とする者は同項第1号の規定のみに該当する者として、第10条の規定を適用する。

【解説】

本条は、第9条第1項における2以上の号に該当する者に係る情報の提供について定めています。

65歳以上の方のみで構成される世帯に属する方が、同時に身体障害者手帳等又は、要介護等認定を受けている場合は、第10条の規定を適用します。ただし、該当者から不同意の申出があった場合は、情報の提供は行わないものとします。

（自治会等及び地区社会福祉協議会の申出）

第14条 市長は、自治会等又は地区社会福祉協議会に対し情報を提供しようとするときは、当該自治会等又は地区社会福祉協議会からの申出に基づき、これを行うものとする。

**【解説】**

本条は、地域において支え合い活動を実施する自治会等又は地区社会福祉協議会に情報を提供するときの申出について定めています。

法律や条例により守秘義務が課せられていない自治会等又は地区社会福祉協議会に情報を提供するときは、市長への申出が必要であることを規定しています。

(協定の締結等)

第15条 市長は、団体等に対し情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該情報の提供を受ける団体等と当該情報の取扱いに関する協定（以下「協定」という。）を締結するものとする。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 提供する名簿の部数
- (2) 提供する情報の対象者が居住する区域
- (3) 情報の提供及び閲覧の制限に関する事項
- (4) 情報の管理の方法に関する事項
- (5) 名簿の紛失、滅失及び毀損並びに当該名簿に登載された事項の漏えいがあった場合における措置
- (6) 協定に違反した場合の措置
- (7) 前各号に掲げるもののほか、情報の管理に関し必要な事項

3 市長は、協定の内容が遵守されているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、協定を締結した相手方から提供した情報の管理に関し、報告を求め、又は提供した情報の管理の状況を検査することができる。

**【解説】**

本条は、第9条第2項に規定する団体等に対し情報を提供するときは、市と協定を締結する必要があることを明示するとともに、協定書の内容等を定めています。

協定書には本条第2項に掲げる内容のほか、名簿の目的外利用の禁止、名簿の複写等の禁止、守秘義務等についても定めています。

(名簿管理者の届出)

第16条 協定を締結しようとする団体等は、提供を受けた情報を管理する者（以下「名簿管理者」という。）を選任し、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、協定の締結後、直ちに行うものとする。

3 協定を締結した団体等は、名簿管理者に変更があったときは、直ちに市長にその旨を届け出なければならない。

**【解説】**

本条は、協定を締結した団体等の名簿管理者の届出について定めています。

また、名簿管理者に変更があった時は、速やかに届け出るものとしています。



(緊急時における協力の依頼等)

第17条 市長は、第9条から前条までの規定にかかわらず、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他支援を必要とする者の生命、身体又は財産に急迫した危険があると判断したときは、団体等又は市長が適当と認める者に対し、当該支援を必要とする者に係る情報を提供し、当該危険の回避その他の支え合い活動を依頼することができる。

【解説】

本条は、緊急時における情報の取扱い及び協力の依頼等について定めたものです。

改正災害対策基本法第49条の1第3項及び栃木市地域防災計画においては「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。なお、この場合においては、本人の同意を得ることを要しない」とされています。

地域支え合い活動を行う中で、災害時以外でも、火災や急病等で本人の生命、身体又は財産に急迫した危険があると判断したときは、本人の同意なく団体等に情報提供し、危険の回避や支え合い活動を協力依頼することがあります。

(情報の安全管理)

第18条 名簿の提供を受けた団体等は、当該提供を受けた名簿の紛失、滅失及び毀損並びに当該名簿に登載された事項の漏えいの防止その他提供を受けた名簿の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 名簿管理者は、善良な管理者の注意をもって名簿を管理しなければならない。

【解説】

本条は、情報の安全管理について定めています。

協定を締結し、市から情報の提供を受けた団体等は、当該情報の漏えい、紛失、毀損の防止だけでなく、あらゆる安全管理に必要な措置を講じる必要性を規定しています。

また、名簿管理者の注意義務を規定しています。

なお、名簿の取扱いに関する協定書では第5条（名簿の適正な管理）にてその旨を定めています。

(利用及び提供の制限)

第19条 情報の提供を受けた団体等の代表者及び役員、機関の長並びに個人は、支え合い活動の用に供する目的以外の目的のために当該情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

【解説】

本条は、当該情報の利用及び提供の制限を定めています。

市から情報の提供を受けた団体等は、当該情報を支え合い活動の範囲で活用するよう、当該情報の利用及び提供の制限を規定しています。

名簿の取扱いに関する協定書においては、名簿の提供を受けた団体は、名簿を名簿管理以外の者に提供し、又は支え合い活動に従事する構成員以外の者に閲覧させてはならないこと。

さらに、支え合い活動の目的以外に利用してはならない旨を定めています。

(支え合い活動の従事者の義務)

第20条 支え合い活動に従事する者は、当該支え合い活動により知り得た個人の秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。支え合い活動を行わなくなった後も、また同様とする。

【解説】

本条は、支え合い活動従事者の義務について定めています。

支え合い活動に従事する者は、支え合い活動により入手した情報に関する守秘義務及び不当な利用の禁止を規定しています。

なお、市から提供する情報だけではなく、支え合い活動により入手した情報についてもみだりに他の人に漏らしてはならないこと、さらに支え合い活動を行わなくなった後も守秘義務がある旨を規定しています。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

本条は、条例施行にあたり、手続きの様式等必要な詳細事項は規則で定めるとしたものです。